

職員の給与等に関する報告及び勧告に当たって

平成 24 年 9 月 27 日

岡山市人事委員会

委員長 中 野 惇

本日、本委員会は、議会及び市長に対し、職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。

人事委員会の勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、職員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な勤務条件を確保することを目的に、地方公務員法に規定する諸原則に基づいて、地域の民間給与水準との均衡を図ることを基本とするものです。

本年 4 月における職員給与と民間給与を調査し、精密に比較した結果、月例給については、本市職員の給与が民間給与を 367 円 (0.09%) 上回っていました。本委員会としては、給料表又は手当を改定することでこの較差を解消することが適当であると判断しました。

また、特別給については、民間の支給割合が、職員の支給月数とおおむね均衡していたため、改定を行わないこととしました。

本委員会としては、今後とも、地域の民間給与を的確に反映させた勧告を行うとともに、市民に対する説明責任を果たしていくことで、公正かつ中立な第三者機関としての立場を堅持して参りたいと考えています。

職員におかれましては、複雑・高度化、多様化する市民ニーズに適時・適切に 대응していくため、それぞれの役割に応じ、高い使命感と倫理観を持って市政運営の一翼を担っていることと思います。公務に対するやりがいと誇りを持ちながら真摯に職務に励み、その能力を十分に発揮していくことで、引き続き 70 万余の市民の信頼と期待に応えていくことを希望するものです。

議会及び市長におかれましては、この報告及び勧告に基づいて適切に対応されますよう要請します。

市民の皆様におかれましては、人事委員会が行う勧告制度の意義と役割に深いご理解を賜りますようお願い申し上げます。